

# 大分県バドミントン協会専門委員会規程

(会則 25 条関連)

(目的)

第 1 条 大分県バドミントン協会会則（以下「会則」という。）第 25 条によりこの規程を定める。

(役員)

第 2 条 専門委員会は、理事・評議員等で構成し、委員長 1 名、部長及び部員若干名をおくことができる。

2 委員長は、本会の理事長が指名する。

3 部長は委員長が指名する。

4 委員長は、必要に応じて個人会員の中から部員を指名することができる。

(専門委員会)

第 3 条 専門委員会は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

(2) 選手強化委員会

(3) 事業委員会

(4) 審判委員会

(5) その他会長の要請により臨時に特別委員会を設置することができる。

(専門委員会の業務)

第 4 条 専門委員会の業務は、別表に記載のとおりとする。

(専門委員会の召集)

第 5 条 専門委員会の召集は次によるものとする。

(1) 本会の理事長から協議事項を付託された場合

(2) 委員長が必要と認めた場合

(3) 部長及び部員から審議議案が示され召集を依頼されたとき

(実施)

第6条 専門委員会で議決した事項を実施する場合は、本会の理事長の承認を得なければ、実施することはできない。

第7条 この規程を改廃するときは、理事会及び評議員会の同意を経なければならない

附 則

この規程は、平成17年5月22日から施行する。